

委員会提出議案第3号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年12月18日提出

議会運営委員会委員長 大竹 伸一

(理由)

この案を提出するのは、委員選任に関する規定の見直し等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和31年大口村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中

「生涯教育部の所管に属する事項」 「教育委員会の所管に属する事項」
「教育委員会の所管に属する事項」 を 「生涯教育部の所管に属する事項」 に改める。

第4条第2項中「補欠委員」を「補欠により選任された常任委員」に改める。

第4条の3第2項中「議会運営委員会の委員」の次に「（以下「議会運営委員」という。）」を加え、同条第3項中「前項の委員」を「議会運営委員」に改める。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第2項中「特別委員会の委員」の次に「（以下「特別委員」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、当該委員会に付議された事件が議会において審議されている間主任する。

第6条中第3項から第5項までを削り、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第6条中第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、第8項を第6項とする。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第7条の2第2項中「年長の委員」を「常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）のうち年長の者」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（開会の特例）

第11条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるとときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用

して委員会を開会することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条第1項中「委員会」の次に「（第11条の2（開会の特例）第1項の規定により開会するものを除く。）」を加える。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第25条の2第3項中「文書」を「文書等」に改める。

第26条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかか

わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定は、令和8年5月1日から施行する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第3条 略	第3条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 7人 健康福祉部の所管に属する事項 <u>教育委員会の所管に属する事項</u> <u>生涯教育部の所管に属する事項</u>	(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 7人 健康福祉部の所管に属する事項 <u>生涯教育部の所管に属する事項</u> <u>教育委員会の所管に属する事項</u>
(3) 略	(3) 略
(常任委員の任期)	(常任委員の任期)
第4条 略	第4条 略
2 <u>補欠により選任された常任委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (議会運営委員会の設置等)	2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (議会運営委員会の設置等)
第4条の3 略	第4条の3 略
2 議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、6人とする。	2 議会運営委員会の委員の定数は、6人とする。
3 議会運営委員の任期については、前2条の規定を準用する。	3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。
4 略 (特別委員会の設置等)	4 略 (特別委員会の設置)
第5条 略	第5条 略
2 特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は、議会の議決で定める。	2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。
3 <u>特別委員は、当該委員会に付議された事件が議会において審議されている間</u> 在任する。 (委員の選任)	(委員の選任)
第6条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u>	第6条
2 略	略
3 略	3 常任委員及び議会運営委員は、議会において

新	旧
	<p><u>て選任する。</u></p> <p>4 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間^{在任する。}</p>
4 略	5 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。
5 略	6 略
6 略 (委員長及び副委員長)	7 略 (委員長及び副委員長)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。 <u>ただし、再任を妨げない。</u> (委員長及び副委員長がともにないときの互選)	3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。 (委員長及び副委員長がともにないときの互選)
第7条の2 略	第7条の2 略
2 前項の互選に関する職務は、 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）</u> のうち <u>年長の者</u> が行う。 (開会の特例)	2 前項の互選に関する職務は、 <u>年長の委員</u> が行う。
第11条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。	
(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合	
(2) 育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集す	

新	旧
<u>ることが困難である場合</u>	
2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。	
3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	
（秘密会）	
第16条 委員会（第11条の2（開会の特例）第1項の規定により開会するものを除く。）は、その議決で秘密会とすることができます。	第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。
2 略 （意見を述べようとする者の申出）	2 略 （意見を述べようとする者の申出）
第21条 略	第21条 略
2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。	
（代理人又は文書等による意見の陳述）	（代理人又は文書による意見の陳述）
第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
（参考人）	（参考人）
第25条の2 略	第25条の2 略
2 略	2 略
3 参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人の質疑）及び	3 参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人の質疑）及び

新	旧
第25条（代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述）の規定を準用する。 (記録)	第25条（代理人又は <u>文書</u> による意見の陳述）の規定を準用する。 (記録)
第26条 略	第26条 略
2 略	2 略
3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> <u>この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	

改 正 要 旨

1 改正の目的

(1) 委員選任に関する規定の見直しについて

常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員の選任の適用関係が条文上明確でない。また、特別委員会の委員の選任に関する規定が重複していることから、整理する。

(2) 委員長及び副委員長の任期について

現条例では任期は1年と規定されているが、委員会の安定運営と正副委員長の適切な交代を図るため改正を行う。

(3) 議会に係る手続き等について

地方議会に係る手続のオンライン化等を内容とする『地方自治法の一部を改正する法律』が令和5年4月26日に成立し、令和5年5月8日公布された（令和5年法律第19号、ただし、議会に係る手続きのオンライン化等の規定の施行日は令和6年4月1日）。

この改正を受け、情報通信技術を利用した方法でも手続きが可能となるよう所要の整備を行うとともに、その他必要事項の改正を行う。

(4) 委員会の開会方法について

議会に係る手続きのオンライン化等の改正を受け、今後、感染症法上では5類の位置づけとなった新型コロナウイルス感染症のような重大な感染症がまん延した場合等を想定して、映像と音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話できる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で開会できるように所要の整備を行う。

(5) その他

文言の整理等をするため改正を行う。

2 改正の概要

(1) 常任委員会の委員・議会運営委員会の委員の選任については、第6条第3項中では「議会において選任する」と定められているが、同条第5項のただし

書は「閉会中においては、議長が指名することができる」と、同条第6項では「任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる」という選任方法になっており、選任するのか指名するのかが不明瞭である。さらに、同条第4項中の特別委員会の委員の選任に関する規定「議会において選任し」が同条第5項中の「議長が会議に諮って指名する」と重複していることから、第3項から第5項までを削除する。

また、第4項の特別委員会の委員の任期に関する規定「委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する」については、第5条の見出しを「(特別委員会の設置等)」に改め、第3項を新設し、この規定をここに移動する。

- (2) 正副委員長の任期については、委員会の判断により委員会の安定運営と正副委員長の適切な交代の両立が可能となるように、「ただし、再任を妨げない。」という規定を追加する。
- (3) 議会に係る手続き等については、「意見を述べようとする者の申し出」及び「代理人又は文書等による意見の陳述」は電子情報処理組織（委員会等が使用する電子計算機(コンピューター)と相手方の使用する電子計算機を電子通信回線で接続したシステム）を使用する方法を、「記録」は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）による方法を可能とする規定を追加する。
- (4) 委員会については、委員が災害や感染症のまん延などの事由や育児・介護などで参集することが困難と委員長が認めるときは、委員会をオンラインによる方法で開会できるように「開会の特例」を新設する。
- (5) その他については、所管の順序変更、表現の変更、定義の追加及び表現の整合性を図るため改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定は、令和8年5月1日から施行する。